



こまつ

議会だより

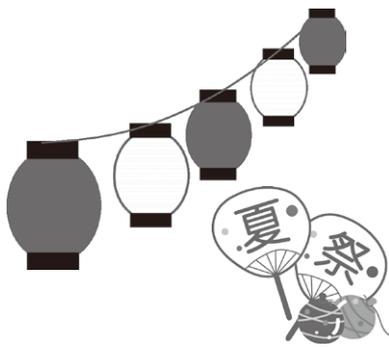
第 193 号

平成23年 8月1日

■発行 小竹町議会
 福岡県鞍手郡小竹町
 TEL 09496-2-1967
 FAX 09496-2-1140

■編集 議会広報編集委員会

■印刷 マツオ印刷株式会社



もくじ

- ◆ 主な議案 2
- ◆ 平成23年度補正予算 3
- ◆ 一般質問 4
- ◆ 議会が同意した人事 6

6月定例会

(平成23年6月9日～平成23年6月17日)

7月17日

小竹祇園祭

子どもみこし

6月定例会の主な議案

6月定例会は、6月9日から6月17日まで、会期9日間の日程で開かれました。
 条例案・補正予算案等の議案が提出され、審議の結果、議会は賛成多数で可決しました。

国保税の課税限度額

	改正前	改正後
医療分	50万円	51万円
後期高齢者支援金分	13万円	14万円
介護納付金分	10万円	12万円

国保税条例を一部改正

中低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、次のとおり課税限度額が引き上げられました。
 改正後の限度額は、平成23年度以後の国保税から適用されます。

一部事務組合等の会議 概要報告に対する質疑

平成筑豊鉄道株式会社

問 平成筑豊鉄道が災害の影響もあり、新たな赤字を抱え、本町の負担も増えている。加入している構成市町村は高齢化が進んでいる旧産炭地であり、平成筑豊鉄道は、病院や買物に行けない人たちの大切な足となっている。赤字を出さないための経営の基本姿勢はどのようなのか。

答 貨物路線の廃止や少子化に伴う乗降客の激減で、何とか経営を維持している状況です。
 平成筑豊鉄道は、県の肝入りで作った第三セクターです。新知事の下、今後の県の関わりが議論的になります。

また、田川市郡では住民の貴重な足ですが、本町や直方市、行橋市では効果の度合いが違います。必要に応じた負担割についての議論が必要だと思います。廃止、撤退は難しい状況ですので、何とか改善策を探っていききたいと思えます。



宮若市外二町 じん芥処理施設組合

問 組合の積立金や公債費の残額が明らかにされていない。本町の税金から1億3千万円ほど負担しているのに必要な情報が提供されない。これでは、今後の大牟田リサイ

クル発電所の問題に対する議論もできない。十分な情報提供を。
答 今後とも、本町で提供できる情報については、全て提供していきます。ただ、じん芥処理施設組合しか提供できないものについては、施設組合の情報公開制度を利用していただきたいと思えます。

初盆会の御香典や寄付は禁じられています。

今年もお盆の季節を迎え、初盆のご家庭には、重ねてお悔やみ申し上げます。
 議員の初盆会の御香典や、諸行事等での寄付行為は、公職選挙法で禁止されています。



平成23年度補正予算

一般会計 …… 638万円



予算委員会の 主な質疑

問 普通旅費が補正計上されているが、その内容は。

答 東日本大震災被災地への職員派遣の旅費です。12名分を計上しています。

問 援護が必要な町民を対象に、買物状況のアンケートを実施しているが、その後の施策はどうするのか。

答 いわゆる「買い物弱者」施策については、バスでの送迎や店舗の設置などが考えられますが、実施にあたっては民間や個人の方の協力が必要になるので、アンケート調査の結果を踏まえて検討します。

問 人口減少、高齢化が進んでいる。町の振興のためにも、買い物弱者への対策を進めるべきではないか。

答 宅配やバスでの送迎、買い物ボランティアなど、本町に合った対策を講じていきたいと考えます。そして、今後の町の振興、経済発展へとつなげていきたいと思えます。

問 数名のグループでボランティア団体をつくり、活動に携わるにあたり、身分証明書等が発行できないか。

答 社会福祉協議会にあるボランティア連絡協議会には個人でも登録が可能です。身分証明が必要であれば、社協とも協議して、発行も検討していきたいと思えます。

問 教職員や中央公民館等の職員がAEDを使えるよう研修を行っているのか。

答 学校では教職員全てに研修の受講を指導しています。また、中央公民館では現在職員の半数が研修を受けており、今後もし引き続き受講を指導します。



▲ AED研修の様子

問 東日本大震災を教訓に、町民の生命と財産を守るため、本町の地域防災計画を見直すべきではないか。

答 あらゆる機関とネットワークを組みながら、地域住民を守るため、幅広い方々のご意見を聞きながら、町の防災計画の見直しを行います。

問 本町の節電対策について具体的な内容は。役場庁舎等に太陽光発電の導入を検討すべきでは。

答 九州電力からは15%の節電という指示も出ており、役場でも節電対策について職員に周知を図っています。自然エネルギーの導入は、公共施設の改修等に合わせ、検討していきたいと思えます。

問 一般商品券のほかに、今回、新たに住宅リフォーム商品券が発行されるとのことだが、取扱の受付等は商工会でするのか、町でするのか。

答 受付は全て町の商工会が行います。

問 商品券の取扱は、商工会に登録された人しかできないのか。

答 取扱は、商工会のほか、商工会が公募した町内の事業所や店舗でできます。ただし、商工会の会員以外については、登録料として5千円が必要です。

問 商品券が利用できる上限額は。また、住宅リフォーム商品券の工事内容は。

答 一般の商品券は一人10万円、住宅リフォーム商品券は一件当たり100万円を上限としています。リフォーム工事の内容は、個人住宅の増改築あるいは補修、バリアフリー化、耐震化、オール電化等を考えています。ただ、住宅外の塀や車庫、倉庫等は対象外としています。



そこが知りたい 一般質問



○防災対策教育の 徹底を

大安 美佐代 議員

東日本大震災は様々な面で防災に対する知識の在り方を考えさせられる出来事でした。

この東日本大震災で話題になった「釜石の奇跡」というものがあります。小・中学生達が率先して避難を開始し、近所の住民を巻き込み、全員が津波の難を逃れることができました。

これは、日頃から児童・生徒に対し、第1「ハザードマップで示された想定を信じるな」、第2「自分でできるベストを尽くせ」、第3「率先避難者たれ」と徹底的に防災教育を実施した成果だと考えます。

わが町においても、自分の命を守るため、災害時に学校の内外でも直ちに実践出来るように、学校の授業の中に徹底した防災教育を取り入れていくべきではないでしょうか。

また、人工呼吸法や、AED（自動体外式除細動器）の使い方など、保護者も巻き込んで実践教育も行ってはと考えます。

防災は「自助・公助・共助」の徹底とこれに「近助」も取り入れ、住民に対する防災教育も徹底すべきでは。

また、避難場所の環境整備も考えねばならないのでは。全住民をあげての避難訓練等も大変だとは思いますが、年1回でも実施し、防災に対する住民の意識を向上させていかなければならないのではと思います。

教育課長、町長の考えは。

松尾町長 地震、台風、洪水、火災とさまざまな災害が予測されます。安全・安心の町は、防災に強い町だと考えます。

防災意識の向上については、地域協働施策の中で、まずそれぞれのに区に応じた防災組織を設立していくことで、全町的な防災対策へつなげていきたいと考えています。

そのため、昨年から、県の防災担当の職員を招き、区長を中心に、自主防災組織の結成に関する講演会や、研修会を開いています。また、災害時の支援についても、システム化を図っていきます。

教育課長 文科省の指導要綱には「防災教育」という形ではなく、交通、災害、不審者に対する安全に関する指導内容があります。その中で防災意識を植え付ける授業内容を構成し、自分の身は自分で守ることを徹底的に教え込んでいます。また、防火組織的なものを学校内で組織し、避難訓練等も実施しています。あわせて、消防署の協力も得て、AEDや人工呼吸の方法についても学んでいるところです。

今後は、火災や地震に加え、風水害に対する教育内容の必要性を認識するところです。

○公営住宅等 長寿命化計画について ○RDF事業からの 早期撤退を



広瀬 早美 議員

小竹町公営住宅等長寿命化計画が策定された。この計画策定には、民意が全く反映されていない。

国は「公営住宅の耐震性の確保はもとより、省エネルギー性能、バリアフリー対応、耐久性等の確保に努める」と指導している。

福岡県は、住宅の耐震性の確保を90パーセントに向上させ、住宅の長寿命化の促進によって、住宅寿命を10年以上延ばすとしている。しかし、本町の長寿命化計

画の中に耐震性のことが触れられていない。

本町の公営住宅の耐震性が確保されているのは何パーセントなのか。

耐用年数が10年以上残っている建物は応急修理でなく、改善することが今後の経費の節減と安全・安心の公営住宅につながるのでは。

大牟田のRDF発電所の発電能力は石炭の6割、発電は副産物程度である。主体はゴミの焼却が目的で、焼却灰はリサイクルできず産業廃棄物に。これでは、環境リサイクル産業とは言えない。

今回、再度処理委託料の単価が引き上げられる。開始当初から9年間で3倍に値上がりすることになる。しかも自治体単独で撤退することさえ難しい契約になっていることも大きな問題だ。

RDF事業からの早期撤退を目指した積極的なごみ処理政策が喫緊の課題だ。町長の考えは。

ごみ袋の製造単価が鞍手町より10円高い。環境を考慮するならば、薄くても安い方が良いのではないか。ごみ袋の値段80円を、北九州並みの50円に引き下げようと考えています。

松尾町長 修善には、個別改善（グレードアップした修繕）と、計画修繕（現状維持修繕）があり、現在、改良住宅は、計画修繕を行う計画になっていきます。

耐震化の必要性は十分承知していますので、長期的な財政計画を検討しています。

今回の長寿命化計画は国の交付金を受けるにあたり、早急に作成しましたが、今後は計画を具体的に実施していくため、民意を取り入れながら進めたいと思います。

RDFを原料としている大牟田の発電所との契約は、平成29年度で終了しますが、小竹町・鞍手町・宮若市で構成する一部事務組合では、現状のまま10年延長との方針です。この延長に必要な30億円の経費のうち、10億円は、ごみの減量化で、燃料費や人件費等の削減に取り組み、市町村の負担金を増やさないよう努めていきます。

また、10年延長してもその後、一部事務組合も解散する可能性もあるので、今後引き続き検討していきます。ごみ袋の料金は受益者負担の原則から、現状維持でお願いしたいと思っています。

○廃棄物処理 手数料(し尿)の 徴収方法の改善を



宮野 一男 議員

先日、し尿のくみ取り手数料の徴収方法についての相談を受けました。

内容は、くみ取り手数料の額は個人情報であり、他人に知られたくない。口座振替にできないか、といったものです。

現在のくみ取り手数料の徴収方法は、各区・組によって異なっていると思います。

口座振替にするには組全体の合意が必要であり、個人ではできないというのが現状です。そのことによるトラブルや苦情も聞きます。



個人情報とは他人に知らせないというのが個人情報保護法の精神だと思います。住民税や水道料金も同じ個人情報であり、他人に知らせないためにシールを貼って郵送されています。

現在の徴収方法を続けければ、組を抜ける人も出てくることも考えられます。

町長は、し尿くみ取り手数料が個人情報であると認識されているのでしょうか。また、組全体の合意がなければ口座振替にできないという考えを改め、個人の意思に任せると考えます。

松尾町長 し尿のくみ取り手数料については個人情報に間違いありません。町としては、事業者の責任として情報の管理をするということになります。

し尿料金は、区が業者から委託を受けて徴収する形態になっています。区に加入している以上、必然的にそれが許容され、各組の一員である住民の皆さんが区長・組長に手数料の徴収を委任しているという慣例があります。

以上のことから、個人情報ではあっても、個人情報保護条例の違反はないと認識するところです。

水道料金の徴収は口座振替が導入され、し尿のくみ取り手数料もできないか以前から要望がありました。

そこで環境衛生連合会でのなりの議論を重ねた結果、最善策として組単位での口座振替を導入したのが現状です。

今後、環境衛生連合会、事業者及び町の三者で十分に検証してさらに苦情のないような仕組みをつくっていききたいと思っています。

議会が同意した人事

人権擁護委員(新任)

大屋 太氏



住所 新多六三番地の二
生年月日 昭和20年7月9日
(新多区12組)

議会推薦の農業委員会委員

宮野 一男氏



住所 御徳一〇二四番地の二
生年月日 昭和19年7月12日
(御徳一区2組)

編集後記

「ごみ減って財政圧迫」と今年1月末に新聞報道があった。町民の皆さまは驚かれ、記事を読まれたと思う。現在、家庭や事業所から出る可燃ごみを、宮若市のくらしクリーンセンターで固形化燃料RDF(クレコン)状に固めた燃料)に加工した後、大牟田市のリサイクル発電所にその処理を委託している。発電所ではRDFを燃やし、売電収入を得ている。ところが、近年のリサイクルの推進や人口減少などにより、皮肉にもごみの量が大きく減少し、それによって発電量が減り、発電所の売電収入も減少した。当然のごとく発電所は、自治体側に委託料の値上げを要求し、平成15年ではトン当たり5千円の委託料が、平成21年では9千500円と倍近い額となった。このRDF発電所は、7年後の平成29年度に事業計画が終了する予定である。議会としてこの事実を重く見て、5月30日、執行部とともに、大牟田リサイクル発電所の現地調査を行った。大牟田リサイクル発電所では「自治体負担をいかに抑えるか」(議云として、今以上の自治体負

担を伴わないよう、施設の管理・コストの削減や熊本県内等の自治体加入の促進ができないものか」、また、「発電所は海に面しているが、地震による津波対策はどうなのか」等の質問が出された。宮若市外二町じん芥処理施設組合としては、平成29年度に大牟田リサイクル発電所の建設にかかった借金返済が完了することから、負担金軽減が予想される。今後の発電所の経営については、我々町民に対し、財政負担が大きいのしかかる問題であり、注視していきたい。

(編集委員会 副委員長 吉野慎一)

議会を傍聴してみませんか

傍聴場所は、役場3階議事堂内傍聴席です。

また、テレビ放映による傍聴は役場1階ロビー、総合福祉センターロビーです。



次回の定例会は、

9月8日(木)

開会予定です。

※事情により変更される場合もありますのであらかじめご了承ください。